

後期高齢者保険料が改定

75歳以上の人や65歳以上の障害のある人が加入する後期高齢者医療保険均等割と所得割、賦課限度額や軽減対象者の拡大など大きく変更されます。個人ごとの保険料額は7月中に送付します。

問い合わせ 医療助成・年金課 ☎(740)1108 県後期高齢者医療広域連合 ☎078(326)2021

後期高齢者医療保険料 今年度の保険料率が決定

保険料は被保険者一人一人に課せられ、全員が等しく負担する「均等割」と、前年の所得に応じて負担する「所得割」の合計額で計算されます(表1)。

保険料率について、一部変更がありました。内容については次の通り。令和2年度の保険料額決定通知書は7月中旬に送ります。

【保険料率と賦課限度額の見直し】
均等割額を4万8855円から5万1371円に、所得割率を10.17%から10.49%、賦課限度額を62万円から64

万円に変更しました(表2)。

【均等割額の軽減割合を変更】

令和元年度中の世帯(世帯主と世帯内の被保険者)の「総所得金額等」が本来7割軽減となる33万円以下の人の軽減割合を8.5割から7.75割に、公的年金等控除額を80万円に計算したとき、世帯内の被保険者全員の所得が0円の人を軽減割合を8割から7割にそれぞれ変更しました(表3)。

【軽減対象者を拡大】

5割軽減の対象者は、「総所得金額等」が33万円+28万5000円×被保険者数の人に、2割軽減の対象者は33万円+52万円×被保険者数の対象者について基準額

を引き上げ、対象者を拡充します(表3)。

【被扶養者であった人の軽減】

制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者であった人は、所得割額がかららず、後期高齢者医療制度の被保険者となつてから2年間は均等割額が5割軽減され、年額2万5685円となります。

なお、国民健康保険・国民健康保険組合に加入していた人は対象になりません。

※被扶養者であった人でも、世帯の所得が低い方の軽減を受けることができます。

ただし、両方受けることができる場合は、軽減割合の高い方が適用されます。

国民健康保険税が改定

医療費の増加などによる収支不足は4億9000万円

1人当たりの国民健康保険税は平均7.53%増加

保険税の増額で収支不足の解消を図ります

問い合わせ 国民健康保険課 ☎(740)1170

医療費の増加などにより 国民健康保険税が増額

国民健康保険事業は、県と市町が運営しています。県が医療費などの額を基に、市町の納付金額を決定。市は納付金を納めるため、保険税を被保険者から集めています。

医療費の増加などで、県への納付金額は年々増加しています。令和2年度の納付金額の納付には、元年度と同じ税率では約4億9000万円不足する見込みです。

この収支不足について、基金を活用しながら、税率を改定して解消を図ります。改定内容は、下表の通りです。改定により、1人当たり

の保険税額は平均7.53%の増加となります。

平成29年度の普通調整交付金申請誤りにより、国から交付されなかった約5800万円は、市長や副市長など職員の給与費削減などで補填していきま

国民健康保険被保険者や市民に直接負担を掛けることはありません。

【受診券の発送を中止】

広報誌4月号13ページの「健診の費用をサポートします」特定健診の受診が無料の記事で、1~4月生まれの人と年度内に75歳になる人に受診券を発送するとお知らせしましたが、新型コロナウイルス

ルス感染症にかかる緊急事態宣言の対象地域として特定健診を実施しないため、4月の発送を取りやめています。今後の発送予定分も含めて、情勢をみながら発送時期を検討します。詳しくは市ホームページへ。新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減った人は減免制度を設ける予定です。詳しくは今後の広報誌などお知らせします。

市ホームページはこちら



令和2年度からの改定税率など

国民健康保険税は「医療給付費分」「後期高齢者支援金分」「介護納付金分」の三つで構成されています。

「医療給付費分」は国保加入者が医療機関にかかる際の費用です。「後期高齢者医療に係る保険給付費の約4割を負担するため賦課されます。

「介護納付金分」は介護保険に係る保険給付費の約3割を負担するため賦課されます。「医療給付費分」と「後期高齢者支援金分」は年齢に関係なく国民健康保険加入者全員に、「介護納付金分」は40歳から64歳までの加入者のみに賦課されます。また、加入者の収入、人数などに応じ、「所得割」「均等割」「平等割」の3種類を合計して賦課されます。

| 区分 | 医療給付費分 (加入者全員) | | 後期高齢者支援金分 (加入者全員) | | 介護納付金分 (40~64歳の加入者) | |
|-------------|-------------------|----------|----------------------|--------|------------------------|----------|
| | 旧税率 | 新税率 | 旧税率 | 新税率 | 旧税率 | 新税率 |
| 所得割率 (%) | 6.72% | 7.78% | 2.67% | 2.76% | 2.62% | 2.69% |
| 均等割額 (円/人) | 2万6,800円 | 2万9,000円 | 1万200円 | 1万200円 | 1万1,600円 | 1万1,600円 |
| 平等割額 (円/世帯) | 2万600円 | 2万800円 | 8,000円 | 8,000円 | 6,000円 | 6,000円 |
| 課税限度額 (円) | 61万円 | 63万円 | 19万円 | 19万円 | 16万円 | 17万円 |

所得割 所得に応じて賦課されます。保険税課税年度の前年の「総所得金額等」から基礎控除33万円を除いた残りの所得額(マイナスになった場合は0円)に、所得割率を掛けて算出した金額です。

均等割 国保加入者1人につき賦課されます。

平等割 国保加入世帯1世帯につき賦課されます。

表1 県の保険料の計算方法

| | | | | |
|------------------|---|--|---|----------------|
| 均等割額 5万1,371円 | + | 所得割率 (総所得金額等(注) - 33万円) × 所得割率 10.49% | = | 保険料額 上限64万円 |
|------------------|---|--|---|----------------|

(注) 収入額から控除額を引いた金額です。(ここでいう控除額とは、公的年金控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、所得控除(社会保険料控除、扶養控除など)は含みません)

表2 保険料率(令和2・3年度)

| | 均等割額 | 所得割率 | 賦課限度額 |
|----------------|-----------------|---------------|-------------|
| 平成30・令和元年度 | 4万8,855円 | 10.17% | 62万円 |
| 令和2・3年度 | 5万1,371円 | 10.49% | 64万円 |

表3 所得の低い人の軽減(令和2年度)

令和元年中の世帯(世帯主と世帯内の被保険者)の総所得金額等が一定の金額以下の人は、均等割額が軽減されます。

| 総所得金額等(被保険者+世帯主)が次の基準以下の世帯 | 軽減割合(軽減後均等割額:年額) |
|----------------------------------|---|
| 基礎控除額(33万円) | 世帯内の被保険者全員の各所得(年金所得は控除額を80万円として計算)が0円 上記以外 |
| | 7割(1万5,411円) |
| | 7.75割(注1)(1万1,558円) |
| 基礎控除額(33万円)+28万5,000円(注2)×被保険者の数 | 5割(2万5,685円) |
| 基礎控除額(33万円)+52万円(注3)×被保険者の数 | 2割(4万1,096円) |

(注1) 本来は7割軽減ですが、特例措置により7.75割軽減となります。

(注2) 令和元年度の28万円から拡充されました。

(注3) 令和元年度の51万円から拡充されました。

※65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内最大15万円を控除し、軽減判定されます。